

部活動に係る活動方針

令和元年 8月
仙台市立幸町中学校

1. 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

自ら考え、共に学び、創造性豊かで、
自他を尊重する健全な生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、自ら考え、共に学び、創造性豊かで自他を尊重する本校生徒を育てること。
- (2) 部活動を通して、生徒がスポーツや文化に親しむことで豊かな人間性や責任感、連帯感の涵養等を図り、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質・能力を育成すること。

2. 適切な運営のための体制整備

- (1) 年間活動計画の作成
 - ① 顧問は年間活動計画を作成する。
 - ② 顧問の活動する年間活動計画には、活動日、休養日及び参加予定大会日程等を明示する。
 - ③ 顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。
- (2) 方針と計画の公表
活動方針並びに年間活動計画等は、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成と通知
顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）を作成し、文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

3. 指導・運営に係る体制について

- (1) 生徒の部活動への加入は、希望加入制とする。
- (2) 本校が設置する部活動
運動部：陸上競技・バスケットボール・女子バレーボール・ソフトテニス・女子バドミントン・卓球・剣道・野球・ソフトボール・サッカー
文化部：吹奏楽・美術文芸・ボランティア
季節部：水泳（男女）・体操（男女）
*季節部は、外部団体に所属して活動する生徒が対象の部活動で兼部することができる。練習は、主に所属する外部団体で行う。
- (3) 保護者の理解と協力
 - ① 部活動方針について、全体の保護者会等で説明する機会を設定する。
 - ② 部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、部活動運営（年間計画、活動日、休養日、参加する大会等）について理解と協力を得る。

4. 適切な活動時間並びに休養日等の設定

(1) 学期中の休養日

- ① 学期中は、週2日以上休養日を設定。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」とする）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の週末へ振り返る。
- ③ 中間考査3日前、期末考査5日前、実力考査1日前は部活動中止とする。また、主要学校行事当日及びその準備期間も部活動中止とする。

(2) 長期休業中の休業日

学期中に準ずるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休業日とする。

(3) 学期中の平日の活動時間

期間	終了時刻	延長時の終了時刻	完全下校
1学期	18:00	18:30	18:15 (延長時18:45)
2学期	17:30	18:00	17:45 (延長時18:15)

※各部ハイシーズン（年3回、大会1ヶ月前から）は活動時間の延長を行うことができる。

※体育館の割り当てによって、活動時間の確保が難しい場合には、朝練習（7:30～8:00）を行うことができる。ただし、平日2時間の活動時間を超えないようにする。

(4) 学校の休業日の活動時間

長くとも3時間程度とする。

5. 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

体罰・ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6. 参加する大会等の検討

参加する大会等の精選

- ① 部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟等が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ② 部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。